

## 第5回黒部市行政改革推進市民懇話会 会議録

日 時：平成 19 年 2 月 13 日（火）13：30～15：30

場 所：黒部市役所 黒部庁舎 301 会議室

出席者：市民懇話会委員 13 人（欠席 1 人）

### 事務局

皆様方には、ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。ご案内の時刻になりましたので、ただいまから第5回黒部市行政改革推進市民懇話会を開催いたします。

本日は、委員さんがご欠席ということで連絡を受けております。それから、委員さんにおかれましては、少し遅れて来られると思いますので、会議に先立ちましてご報告申し上げます。

それでは、早速、議事に入りたいと思いますけれども、懇話会規程において、会議の議長は会長があたるということになっておりますので、長谷川会長にこれからの進行をお願いしたいと思います。長谷川会長よろしくお願いいたします。

### 会長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは第5回ということで、行政改革推進市民懇話会を只今より開催したいと思います。

前回、皆さんから、この場でもご意見いただきましたし、その後の書面でのいろんなご意見も含めまして、今日は個別計画のうち、公共施設の見直し指針、外郭団体の見直し指針、それから職員適正化計画について皆さんに承認をいただきたいというふうに思っております。

その後、実行計画であるアクションプランについて、本日の資料にもございますが、各担当の方からいろんな提案が出ていますので、今日はその説明を受けたいと思います。非常にたくさんの案件がありますので、説明を受けながら、ある意味こんなふうな視点からアクションプランを追加するとか、そういうようなことも今日の場でいただければ、それをもう一度職員の皆さんに検討してもらえるのかな、というふうに思っております。そのうえで、次回、3月の懇話会が最終回となりますので、できればその時に、実行計画の承認をいただきたいというふうに思っております。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。議事の（1）個別計画について、まず、前回意見、指摘事項と対応の確認について、事務局から説明をお願いします。

### 事務局

それでは、次第の（1）個別計画の前回意見・指摘事項と対応の確認ということで、個別計画については3つございますが、合わせて説明いたします。資料1をご覧ください。

第4回の懇話会の場におきまして、また、その後、書面により頂戴いたしましたご意見、ご提案の内容と、それに対する対応状況という形で整理してございます。

今回、修正を行っています「黒部市外郭団体の見直し指針」、「黒部市職員適正化計画」については、資料2、資料3それぞれで、見え消し版ということで、この資料1にございます対応を反映させる前と後で比較しやすいように、前回までの素案に見え消しを入れたものでございます。まず、資料1で説明した後、前後の文章とのつながりということもございまして、修正した部分について、資料2、3で再度読み上げて確認いただきたいと思っております。

まず、「黒部市公共施設の見直し指針」については、前回、そして、その後の書面においてもご意見がございませんでしたので、前回素案のとおりということで、本日の会議資料には入っておりません。

資料1の2枚のうち1枚目は、外郭団体の見直し指針についてです。7点ございました。

は、文言の修正で、「財団等はじめとする外郭団体は、」を「財団等をはじめとする外郭団体は、」に改めております。

、は、これまで「施設の管理」という表現にとどまっておりますが、単なる管理のみではなく自主運営の部分が欠けているということで、ご意見のとおり「施設の管理と運営」と改めております。

は、「効率的な経営体制」の効率的について、効率性の追求と芸術・文化の振興は相対する関係にあり、効率性のみを追求するのであれば、労力と時間と予算のかかること、例えば、青少年育成事業や地域で運営するフェスティバル等は、止めた方が良く、公演も質の高いものでなく、お客様が必ずたくさん入るお笑いやテレビのタレントを呼べば良い、となってしまう。ということで、単に効率性だけを求めるのではないだろうというご意見のとおり、「効果的かつ効率的な」に改めております。

は、個別の方向性の中で、黒部市土地開発公社についてですが、見直しの方向性としては、当然、経営改善を進めるべき団体とは、範疇が違うということで、抜本的な見直しを検討すべき団体に位置付けておりますが、その考え方の文中においても、「抜本的な見直しを行う」とございました。意見として、債務の圧縮については、既に毎年一定のルールで計画的に処分を行っている既定路線でもあるので、「抜本的に見直す」となると、さらにどうする、ということにもなるので、「長期的な経営方針の策定を進める。」でよいというものでした。ご意見のとおり改めております。

は、団体を見直す尺度として公益性だけではなく、独自性のある施設については専門性も求められるということで、文言の追加を行っております。

1枚めくっていただいて、2枚目は、「黒部市職員適正化計画」についてです。

は、文言の修正で、文章全体が「である調」を基調としておりますので改めました。

は、消防2署体制について、その必要性が見えないということで、「地理的課題等により2署体制を余儀なくされ、」と改めております。

は、職員適正化の目標値のうち、環境が整えば可能となる、いわば第2ハードルとして設定した部分の文中について、「分庁舎方式や消防分署といった課題への対応から現時点では困難と言わざるを得ないが、」について、分庁舎方式や消防2署体制が、職員適正化できない原因として強調され過ぎているのでは。その他にも、この後に続きます、6番の職員適正化のあり方で、個別にいくつも課題を展開しているのだから、この目標値においては、個別に、分庁舎や消防2署、保育所の民営化といったものは、効果は大きいにし

ても、頭だしする必要はないのでは、というご意見です。

そこで、ご意見を参考に、「人口 100 人当たりの職員数は、県内他市との比較において多い状況となっている。市の広域性、旧市町の地域性を考慮して、地域での円滑な業務執行を図るとともに、今後の生活圏を踏まえながら、業務の執行体制や配置のあり方について、さらに検討を進め、全体的改革に合わせ、最終的には市民 100 人当たり 1 人の職員体制の実現を目指す。」と修正しております。

続きまして、繰り返しになりますが、資料 2、3 で再度説明させていただきます。

-----「資料 2」、「資料 3」で修正部分を読み上げ-----

会長

ありがとうございました。一番目の「公共施設の見直し指針」については、前回の案件そのままということでございます。「外郭団体の見直し指針」及び「職員適正化計画」について、意見書等でいろんなご意見をいただいたことは、ここに反映されているというふうに事務局から説明がございましたが、若干、自分のニュアンスと少し違う、少し不足しているとか何かございましたらどうぞ。

今日の段階で、できれば承認をいただきたいなと思っておりますので、承認をいただいた後での変更等は非常に難しくなりますので、何かご意見がございましたら、今いただきたいと思っております。

委員

意見というほどではないんですけど。

会長

はい、どうぞ。

委員

1 ページの一番上、「迅速・効率的」と入れた方が。

会長

すいません、どの資料になりますか。

委員

資料 2 です。一番上の、一行目。

会長

主旨の一行目ですか。

委員

そうです。「迅速・効率的」、「的」を入れた方が良い。国語の問題ですけど。

会長

「迅速・効率的」というふうに、ここに「的」を入れるってことですか。

委員

「効率に対応し」という言葉はないです。

会長

効率的に対応し、ですね。

事務局

ただ今のご意見については、現在の記述が、「市民ニーズに迅速・効率・柔軟に対応し、」となっておりますが、日本語的には「迅速・効率的・柔軟に対応し」ということでございます。そのとおり改めさせていただきます。

会長

効率的ということをお願いします。

その他、はい、委員さんをお願いします。

委員

非常に細かいことなんですけど、外郭団体の見直し指針の2ページ目の見直しの方向性の1-(2)経営改善を進めるべき団体のです。先程、句読点を入れて運営する団体というふうに直されましたが、指定管理者制度を導入する施設を、「管理、運営する団体で」というここも、「管理・運営する団体」の方が分かりやすいんじゃないかと。

会長

そうですね。事務局どうですか。句読点の下の点じゃなくて中の点(中ポツ)にしたらというご提案ですが。

事務局

そうしましたら、「管理、運営」というフレーズが1ページ、2ページ、3ページとございまして、それらを全て「管理・運営」というふうに改めるということによろしいでしょうか。

会長

そうですね。それによろしいでしょうか。多分、管理だけしているところとか、運営だけしているところがあるのでということで、「・(中ポツ)」を入れようってということだと思えますので、そうしましょう。これが3カ所か何カ所かあるんですね。

そうすると、この2ページのさっきのところ「管理・」と、その次のページでいくと、さっきの「管理と運営」というところもそうなるわけですか。それはこのままでい

いでしょうか。

そうでしたら、同じ言葉のところ、具体的にどこの部分が、事務局の方で言ってもらえますでしょうか。

事務局

それでは1ページ、1の主旨の中段より下の方に、「行政と民間の役割分担が見直される中」で始まる行でございますが、「管理と運営」というふうに今回の提案では追加しておりますが、ここを「管理・運営」というふうに改めるとというのが1点目。2点目は、2ページでございます。2ページの同じく、今回赤字で訂正を入れております「管理、運営」というものを「管理・運営」とするということ。最後、3点目は、3ページ、これも「管理と運営」という今回追加しておりますが、これも「管理・運営」というふうに改めると、以上かと思えます。

会長

はい、ありがとうございました。

事務局

申し訳ございません。あと1点ございました。3ページの表中の統合を検討すべき団体の考え方で、「両財団は、公の施設の管理運営業務を主たる業務」としてありまして、統一という点で、ここも「・(中ポツ)」を入れるということをお願いします。

会長

4カ所です。ありがとうございました。

それでは、その他にも表現の仕方を含めましてご意見がありましたらお願いします。

委員

よろしいですか。

会長

はい、どうぞ。

委員

資料3ですが、職員適正化計画という素案なんですけど、ここでは最終的には目標として100人に1人の職員数というような表現で、これはいいと思うんですが、私が思うのは、議会というのは行政に入るんですか、入らないんですか。

会長

議会について、前にも 委員さんの質問にございました議員定数の話ですよ。

委員

そういうことも含めて、行政改革の懇話会であるので、議会も行政の中に入っているならば、その件にも触れるべきでないかなと。ただ、議会というものは、行政と別個なものだということであれば、また別の考えだろうかと思いますが、職員というのは議会で決まったことを履行するんですが、議会は行政の中ではどういう立場にあるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

会長

行政と議会との基本的な考え方です。少しその辺の説明をしてもらえればいいかなと思います。

事務局

今ほど、前回意見の指摘事項と対応の確認ということで、3つの個別計画についてのみ説明させていただきましたが、実は前回意見ということで、委員さんからは、議会改革についてもご意見をいただいていたところでございます。その点についても、説明しなくてはならないと思っていたんですが、今ご指摘いただきましたので説明させていただこうかと思います。

新市の行革推進にあたっては、まずは執行機関である市長部局における取組みということで、これまで行革大綱、個別計画、アクションプランの検討をいただいております。

したがって、議会については、行革の対象外ということではございませんが、独立した機関でございますし、自ら改革されることであり、今回の行革大綱と、それを受けて作成するアクションプランの中に位置付けるのは、そういう点で難しいと考えております。

なお、旧市町議会や、合併の際の調整方針でも、合併後、最初に行われる選挙は旧市町をそれぞれ区域とする2つの選挙区を設けることとし、また、その次の一般選挙については、新市の議会において調整する、と一致して方針が示され、市民にも公表されているとともに、また、この懇話会においても議会に関するご意見があった旨は、会議録として公表されるものです。

会長

委員さん、どうですか。

委員

今言われたように、合併協議会では、議員も旧宇奈月、旧黒部で別でやるってということで、そういう形で選挙が行われましたが、合併協議会でも、今盛んに言われております市の庁舎については分庁舎方式でやるということが決まっておりました。協議会ではそうでしたが、今、やっぱり不便だからどうしても総合庁舎といいますか新しい庁舎にしないといけないということが、この場でも言われております。そういうふうに変ってきておりますので、この行政改革の懇話会において、一般市民の人がそういう施設だとか団体とかそういうものばかり、あるいは職員の定数だとかそういうものばかり言っていて、議会の方には何も触れないというのがおかしいのではないかという声が出てくるんじゃないかと。やっぱりこの懇話会において、少なくともそういう意見もあったということを議

会側に伝えることによって、議会側については行政と別な考え方でと言われますが、やはり市民からもそういう声があるっていうことを伝えないと、議会でも本当の議論になりにくいのではないかなと。そういうきっかけも作っておくべきでないかなというふうに思うから、今言ったわけでございます。以上です。

会長

どうもありがとうございます。議員定数は、非常に大事な問題でありまして、今後どこかでそういうようなものを取り上げるとしましたら、逆に、それを前提とした組織作りもしなくてははいけませんし、議会事務局ってというのは行政の中にありますし、そういった点では関連性があるようにも見えるんですが、議員定数まで及ぶかっていうとちょっと難しい判断だと思えます。

ただ、議会というのは、やはり行政の中、市の中での議会ですから、そういうようなことで、意見的なものを何か反映できる方法ってないんでしょうか。

事務局

ただ今の件につきましては、懇話会の意見としてあるのであれば、何らかの形で議会の方へ伝えるという形で取り扱いさせていただけないかなというふうに思っております。次回の時までにはどういう方法であるかということについて提案させていただきたいというふうに思いますが、それでいかがでしょうか。

会長

よろしいですか。懇話会としての皆さんの意見を、是非お伝えできるような方法を次回までいろいろ考えてくれればいいと思えますので、事務局の方でもいろいろと検討よろしく願いいたします。

委員

はい、そういうことでお願いします。

会長

その他、意見がございましたらお願いします。

会長

それでは、「黒部市公共施設の見直し指針」、「黒部市外郭団体の見直し指針」、「黒部市職員適正化計画」、この3つの個別計画について、これにて委員の皆さんのご承認をいただきたいと思えますので、承認される方は拍手をお願いいたします。

委員

----- 拍手 -----

会長

どうもありがとうございました。ということでご承認いただきました。

それでは、次に実行計画、アクションプランの方に参りたいと思います。これまでの大綱、指針等を踏まえまして、市の各課からいろんな改善案、いろんなプランが出てきておりました、たいへん盛り沢山なんですけど、今から説明をよろしく願いいたします。

## 事務局

それでは、実行計画、アクションプランについてです。

前回の懇話会では、推進本部での行革大綱の正式決定を受けて、市役所内の行革実施機関となる各課長で構成する検討委員会に、行革大綱の周知と合わせ、個別の取組みの提出をお願いしていると説明いたしました。

その取組みについて、事務局としてひとまず整理を行いましたので、今回、懇話会へ提案するものであります。

したがって、このアクションプランについては、各課から吸い上げた段階であり、決して最終案というものではありません。今後、懇話会の皆さんに検討いただくとともに、その検討にも歩調を合わせながら、市の内部においても、これから各課に下ろし、所管課の意識の徹底と目標の設定について、その内容の詰めを行っていくこととしております。委員の皆さんには、主に欠けている取組みがないか、という視点で検討をいただくことになるかと思っております。

そこで、まず、各課からの提出状況とアクションプランとしてまとめた整理の考え方について説明いたします。

資料4をご覧ください。

行政改革の個別、具体的取組案の提出状況ということですが、

左に区分として行革大綱の実施方針がございまして、それぞれ取組案と提案課がございまして。全体で3枚ございまして、全部で173の取組みの提案がございました。

右の方には、整理にあたっての考え方にもなる訳ですが、摘要欄がございまして。1-(2)へとか5-(1)へというのは、全体の調整の中で、実施方針への位置付けの変更を行ったものです。

また、一番右の欄には、類似とございまして、各課からの取組みには、当然、内容が同じものが多くございましたので、ここにあるように、AとかBで、同じ内容の取組みについてグループ化をし、最終的には一つの取組みで整理したところでございまして。

また、ご覧になってお気づきかと思いますが、取組案にバツェンがついて、個別事務事業でくくる、としているものがたくさんございまして。今回のアクションプランの大きなポイントになる考え方とございまして。このバツェンをつけている取組みは、個々の事務事業の改善内容とございまして。こういった取組みの積み上げこそが、まさに行革の取組みとなる訳ですが、合併協議の際に旧市町が事務事業のすり合わせということで、洗いなおした事務事業は、実は1,560ございまして。

また、今回の改革の大きな方向として、行政評価システムによる事務事業の整理合理化とございまして。今年度にある程度検討を行い、平成19年度から一部試行を行い、平成20年度からシステムとして立ち上げる予定としております。この資料の2ページの5-(1)に位置付けられておりますが、まず、行政評価システムの構築を目指すので、そして、その



下にございますが、市民サービスの再構築の視点からの事務事業評価の実施、費用対効果の視点からの事務事業評価の実施、市民との役割分担の視点からの事務事業評価の実施とございます。最終的には、今ほどの個々の事務事業、1,560 の事務事業、当然、この資料にある 173 の取組みが全て含まれる訳ですが、こういった取組みは、この行政評価に取って代わることになる訳です。

したがって、この資料でバツテンをつけた事務事業改善については、当然、実施していくのでありますが、アクションプランへの位置付けにおいては、この評価システムの中の 3 つの事務事業評価の取組みにくくったということです。

摘要欄にございますが、市民サービスの再構築の視点からの事務事業評価の実施を個別事務事業改善のくくりのその 1 として、費用対効果の視点からの事務事業評価の実施については、くくりのその 2 として、市民との役割分担の視点からの事務事業評価の実施をくくりのその 3 とし、バツテンをつけた事務改善はもちろん、その他の事務改善についても、それぞれの視点から改善がなされ、実績については、このくくりの実績として、来年度の終わりには、皆さんに報告し評価を受けるという整理をしてございます。

ただし、行革大綱の実施方針、例えば、開かれた行政の推進や安全安心な市民生活の確保といった方針から、ある程度直結してくる事務事業の改善については、プランでも位置付けを行ったということです。

先ほど、委員の皆さんには、主に欠けている取組みがないか、という視点で検討をいただくと申し上げましたが、当然、実施することを否定するものではございませんが、この整理の中では、プランへ位置できるものとそうでないもの、レベル的な整理があるということで、ご理解いただきたいと考えております。

資料 4 について、説明は以上ですが、この考え方で整理したものが、アクションプラン案ということで資料 5 になります。

全体で 15 ページ、86 の取組みに取りまとめております。

表紙をめくって、1 ページをお開きください。表の見方ですが、行革大綱の実施方針ごとの整理ということで、まず、基本項目、1 . 市民と共に進める地域経営、その細目として ( 1 ) 市民との協働の推進ということで、3 項目あるということです。まず、取組事項があって、その内容、担当課ということで、主に取り組むセクション、そして期間内のスケジュールという形で整理しております。実施計画としては、この 1 ページから 14 ページになる訳ですが、15 ページを見ていただくと、数値目標ということで、別様での記載がございます。

86 のアクションプラン、現在のところではありますが、このプランのうち、数値目標を設定できるものについては、その実行確保の面から、こういった形で掲げることを予定しております。先ほど申し上げましたが、担当課の設定と目標値の設定について、今後、各課に下ろして、その詰めを行っていくこととしているということです。

それでは、1 ページからポイントを絞って、個々の取組みについて簡単に説明致します。

実施方針、市民と共に進める地域経営では、( 1 ) 市民との協働の推進と ( 2 ) N P O ・ボランティア活動の推進の 2 つの細目がございます。協働については、今回の行革大綱における大きなテーマでございますが、その協働の概念と申しますか、考え方で、2 つに分

けて整理しています。(1)の市民との協働の推進では、市民の行政への参加、市民がいかに行政とかかわっていけるかという協働の視点であり、(2)は、市民の地域社会への参加、市民がいかに自発的な活動を行っていけるかという視点です。いずれも協働にくくれる中で、そのように整理してございます。

(1)市民との協働の推進では、市民との協働による市政への推進という冠のもと、「1番 協働への仕組みづくり」、「2番 市民と行政の役割分担の推進」、「3番 地域自主管理事業の促進」という3つを掲げています。1番の協働への仕組みづくりでは、協働という、これからの大きなテーマの中で、なかなか目に見えない中で、実際、どのように進めていくかということで、内容に記載してございますが、まずは、とっかかりとして、ここにございます、こういったことを19年度から検討していくということです。例えば、市民協働条例の制定だとか、あるいは庁内体制の整備、これは全庁的な組織もありましょうし、どこの課が総合窓口となるのか、そして、各課にも推進員を設置してはどうか、という検討です。あと一方で、市民レベルでの委員会の設置も必要であるとか、あるいは指針、ガイドラインの作成によって内容を周知する。さらに、フォーラムやセミナーを開催して意識啓発を行っていくという内容でございます。

細目(2)のNPO・ボランティア活動の推進も、協働という位置づけの中では、「4番 市民活動の支援による協働の推進〔協働への仕組みづくり〕」も今ほどの1番と共通になるのかな、ということです。「5番 NPO・ボランティア支援センターの検討」、「6番 NPO・ボランティア団体等の市民活動支援」、「7番 外部団体の自立促進」といった取組を掲げています。

続いて、2ページ、実施方針2．行政の公正の確保と透明性の向上の細目(1)開かれた行政の推進では、「8番 市民にわかりやすい情報提供に向けた庁内組織の強化」、「9番 審議会等の設置及び運営の見直し」、「10番 タウンミーティングの開催」、「11番 パブリックコメント制度の導入」、「12番 インターネット相談窓口の設置」、「13番 「市民の声」提言箱の設置」、「14番 電子自治体の構築〔デジタルデバイドへの対応〕」ということです。開かれた行政の推進においては、何をもって、まずは情報を提供することが重要ということで、8番の内容にもございますが、積極開示推進のため庁内体制を強化するというので、ここもポイントかなと考えております。あと、14番のデジタルデバイドの対応ということで、ホームページ等での情報提供に努めるといいつつも、そういった手法を利用できない方への対応ということで、ケーブルテレビやコミュニティFMの活用にも努めるとしてあります。

続いて、細目(2)情報公開及び個人情報保護制度の充実では、「15番 情報公開制度の適正な運用」、「16番 個人情報保護制度の適正な運用」、「17番 情報セキュリティ対策の適切な実施」という3項目を掲げております。

3ページへいきまして、実施方針3．スリムで効率的な行政体制の整備ということで、細目(1)組織・機構の見直しでは、「18番 組織・機構の見直し」、「19番 保育所・幼稚園の統合」、「20番 認定こども園の導入の検討〔幼保一元化〕」、「21番 小中学校通学区の検討」の4項目です。「20番 認定こども園の導入の検討」では、従来の幼稚園、保育所の制度にとらわれず、どちらの機能も兼ね備えた「認定子ども園」への統一を検討するという事です。

細目(2)組織内分権の推進では、「22番 専決区分の見直し」、「23番 各部局への人事配置に関する一定権限の付与についての検討」、「24番 各部局への予算編成に関する一定権限の付与についての検討」ということで、23番は、職員適正化計画での検討の中でも、ご意見としていただきましたが、部長権限により、繁忙期に一定期間、部内での応援体制を可能とする人事システムの検討を行う、という内容です。

細目(3)公共施設の設置と管理運営の見直しでは、「25番 公共施設の設置と管理運営の見直し」、「26番 市役所 黒部庁舎・宇奈月庁舎の見直し」、「27番 学校給食センターの見直し」、「28番 黒部消防署・宇奈月消防署の見直し」、「29番 公の施設の使用料の見直し」ということで、まず、25番では、「公共施設の見直し指針」に基づき、施設ごとの方向性を明確化する、ということ、全ての公の施設について検討を行うということ、あと、26、27、28番については、指針における個別施設の方向性ということで位置づけられている3つの施設について、このように掲げた、ということです。

5ページ、実施方針4・定員管理と給与の適正化ということ、細目(1)定員管理の適正化では、「30番 職員数の適正化」で、黒部市職員適正化計画に基づき、定員管理の適正化に努める、としております。

細目(2)給与・手当の適正化では2項目、「31番 一般職員の給与の適正化」、「32番 時間外勤務の縮減」でございます。

細目(3)公正かつ客観的な人事評価システムの確立では、「33番 新たな人事評価・業績評価制度の導入」ということで、「黒部市人材育成方針」に基づく人事評価制度の改正や、目標管理による業績評価制度の導入により、新たな評価制度を確立する、としております。

6ページへいきまして、実施方針5・経営的視点に立った事業運営ということ、細目(1)行政評価システムによる事務事業の整理合理化では、「34番 行政評価システムの導入」です。内容としては、市民サービスの再構築の視点からの事務事業評価の実施、費用対効果の視点からの事務事業評価の実施、市民との役割分担の視点からの事務事業評価の実施、予算編成への反映ということ、これらからについては、先程も申し上げましたが、いずれは、この評価システムのこういった事務事業評価にアクションプランに位置づけているものが、ここに取り込まれていくというイメージで捉えています。

細目(2)受益と負担の見直しでは、「35番 受益と負担の適正性の確保」、そして「36番 【再掲】公の施設の使用料の見直し」ということで、35番の受益と負担の適正化という視点では、3つございまして、検討組織の設置、これは、所管課のみならず、負担金を徴収する事務を持つ全ての課が横断的に体制を立ち上げて検討していくというものです。では、公共事業に係る受益と負担の適正化ということ、公共事業に係る受益者負担の適正化を図る、としております。では、公共料金(使用料・手数料)の適正化ということ、水道、下水道料金をはじめ、住宅使用料等いろいろございますが、こういった公共料金についても適正化を図っていくということです。

続いて、7ページへ移りまして、細目(3)民間活力の積極的導入では、「37番 【再掲】市民との協働による市政の推進〔市民と行政の役割分担の推進〕」、「38番 【再掲】市民との役割分担の視点からの事務事業評価の実施」、「39番 指定管理者制度の活用」、「40番 保育所の民間移管」を掲げております。

細目(4)外郭団体の組織・経営の見直しでは、「41番 外郭団体の組織・経営の見直し」

し」、「42番 (財)黒部市施設管理公社と(財)宇奈月町体育振興事業団の統合」、「43番 (株)宇奈月国際会館の抜本的な見直し」、「44番 黒部市土地開発公社の抜本的な見直し」です。41番は、外郭団体の見直し指針に基づき、全ての外郭団体の見直しに着手するという、そして、42、43、44番は、指針を受けた個別団体の方向性ということで指針のとおりプランに位置づけたということです。1点、44番、土地開発公社の内容に、「抜本的な見直しを行い、」とありますが、本日、この部分については了承いただきましたので今回削除しまして、「早期に債務の圧縮を図ることが必要なことから、長期的な経営方針の策定を進める」とします。

細目(5)公有財産の有効活用では、「45番 未利用地の活用」、「46番 職員駐車場の有料化」の2項目を掲げております。

続いて9ページ、実施方針6.健全な財政運営の確保ということで、細目(1)計画的な財政運営では、「47番 中期財政計画の策定」、「48番 財政構造の健全化〔実質公債費比率〕」、「49番 財政構造の健全化〔起債残高〕」、「50番 財政状況の把握と開示」ということで、先程、最後のページで数値目標を掲げるという説明を致しましたが、財政運営の視点においても実質公債費比率、起債残高の目標を掲げてはどうかということです。

細目(2)財政基盤の強化では、「51番 【再掲】費用対効果の視点からの事務事業評価の実施」、「52番 【再掲】受益と負担の適正性の確保」、「53番 【再掲】未利用地の活用」、「54番 固定資産現況課税の適正化」、「55番 自主財源の拡充〔広告事業の拡充〕」、「56番 合併特例債の有効活用」、「57番 補助金の有効活用」、「58番 企業誘致と地場産業の活性化」、「59番 収納率向上対策」、「60番 徴収事務の一元化」、「61番 滞納整理の強化」、「62番 補助金の適正化」、「63番 公債費の削減」ということで、非常に項目が多くなっています。例えば、55番の自主財源の拡充〔広告事業の拡充〕については、委員さんからもご提案をいただいた内容であります。ホームページだとか広報、封筒、公用車などへの有料広告の掲載による広告料収入について検討を行うこととしております。

続きまして11ページ、細目(3)公営企業の経営健全化では、「64番 水道事業の経営健全化」、「65番 病院事業の経営健全化」、「66番 下水道(農業集落排水)事業の経営健全化」です。ここでは、それぞれ、 から 、あるいは まで個別の事務改善について掲げております。

続いて12ページ、実施方針7.職員の意識改革と時代に対応した行政サービスの提供ということで、細目(1)職員の意識改革と人材育成の推進では、「67番 市政理念等の共有」、「68番 職員研修の充実」、「69番 事務事業の改善等に関する職員提案の実施」ということです。

細目(2)市民満足度(成果)重視の行政運営では、「70番 【再掲】市民サービスの再構築の視点からの事務事業評価の実施」、「71番 手続きの簡素化による市民負担の軽減」、「72番 窓口サービスの拡充〔土日実施〕」、「73番 ショッピング施設等への市窓口サービス設置の検討」、「74番 税・使用料等の収納方法の多様化の検討」、13ページへいきまして、「75番 窓口サービスの向上と接遇の改善」、「76番 課・係内ミーティングの定例化による情報伝達の徹底」といった項目を掲げております。

細目(3)電子市役所の推進では、「77番 地域情報化計画の策定」、「78番 【再掲】電子申請システムの導入〔手続きの簡素化による市民負担の軽減〕」、「79番 各種申請と

財務会計の電子決裁システムの導入と推進」、「80番 文書管理システムの導入」、「81番 統合型GISシステムの導入」です。

そして、最後になりますが、12ページ、細目(4)安全・安心な市民生活の確保では、「82番 防災行政体制の充実」ということ から、「83番 防災組織の充実〔自主防災組織の充実と連携強化〕」、「84番 防災情報提供の充実」ということ と、「85番 安全で安心なまちづくりの推進〔安全なまちづくり推進センターの設置〕」、「86番 有害鳥獣対策の充実」ということで、以上86の取組についてプランに位置づけたということ です。

繰り返しになりますが、これらの担当課とかスケジュールについては、再度、各課に下ろして内容を詰めるということで、委員の皆さんに検討をいただきながら、併せて市の内部においてもさらに検討していくこととしておりますので、ご理解をお願い致します。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。取組みの提出の段階で173ですか、担当の課から出てきたいろいろな案件を、事務局で整備されまして、今ありました86の項目で整備されたということでありまして、これをすぐに理解するのは大変かなと思っております。たくさんあるんですが、まずは率直なご意見からもらえばいいかなと思っておりますので、ご感想とかございましたらよろしくをお願いします。

少し自分が思っている部分が抜けているとか、こういうふうな視点が足りないとか、率直な感想、あるいは少し分かりづらいような内容がありましたら、まず質問でもいいかなと思います。

委員

はい。

会長

はい、委員さんどうぞ。

委員

最後に言われた安全・安心な市民生活の確保というところの82、83、84、85番について、85番の安全で安心なまちづくりの推進センターの設置とありますので、この82、83、84番というのは、この中にみんな入れてしまえば、みんな防災関係にしる、何かみんなこう見ていたら、ほとんど会員の方なり、そういう人は一緒のようだし、この安全なまちづくり推進センターでそういうものを一まとめにできるような方法がいいんじゃないかなと思うんですが。

会長

今の項目にある82、83、84番の内容はいいんだけども、これを何か機能的に85番のセンターの中に何か取り組むという意味ですね。

委員

そうですね。

会長

その辺のところはどういうふうな感じですか。

事務局

14 ページの整理の仕方として、まず 82、83、84 番は、防災に対する安全・安心ということで、地震だとか大きな災害をイメージしているところです。85 番については、内容の方にも書いてございますが、防犯の方、犯罪だとかそういった部分に対する安全・安心というようなイメージで、防災と防犯ということで少し違うかなと。あと、防災の方の 82、83、84 番については、ここにも 、 、 、 といういろいろあるわけですが、まず 82 番の方では防災行政体制ということで、いわゆる行政側の体制、有事の際の行政側、市役所の対応というようなイメージ。83 番については、自主防災組織の充実ということで、地域における防災組織の充実、そして市の体制との連携というようなイメージ。それらをつなぎ合わせる情報の充実というのは、84 番に位置付けたというような整理でございます。

会長

分かりました。この 85 番の安全なまちづくり推進センターというのは、現在設置してあるんですか。これからするということですか。

事務局

推進センターについては、市全体としての市レベルでのセンターは、スケジュールに 18 年度実施となっているように、設置したというふう聞いておりますが、さらに各自治振興会単位でのセンターというものの設置も進めるというふうには聞いております。

会長

分かりました。確認なんですけど、例えば、その次の有害鳥獣対策で、(仮称)とあります。有害鳥獣対策協議会。これは、実際にはこれから作る、そういう意味で、この(仮称)とある、今から作るってということなんですけど。そう考えていいですか。

事務局

はい、そのとおりです。

会長

この表の見方とすれば、スケジュールで 18 年度にあるものは既にできていると。19 年度は今から作ると思えばいいということです。18 年度に書いてあるのは、もう実際にもうやっている事業だと思えばいいんですか。

事務局

はい。例えば、3ページの21番、小中学校通学区域の検討の中で、「学校教育基本計画等調査委員会を設置し」とあるように、(仮称)と入ってないのは、既に設置したと。スケジュールを見ていただいても18年度設置というように記載しているということでございます。

会長

分かりました。

委員

ちょっと、いいですか。

会長

はい、委員さん。

委員

職員の意識改革と人材育成の推進というところですが、この中に一つ抜けとるような気がするの、職場秩序の維持と綱紀肅正という言葉も入っていいんじゃないかなと。

会長

どの場所でしょうか。

事務局

12ページかと思いますが。

委員

そうです。12ページ。

最初が市政理念等の共有、68番が職員研修の充実、69番が事務事業の改善等に関する職員提案の実施と。その中に、もう一つ綱紀肅正、職場秩序の維持という、そういうような言葉を入れてはどうか。

会長

確かに大事なポイントじゃないんですか。それは、入れるとするとどこですかね。68番とかですか。

今の話は、この黒部市人材育成基本方針の中にも含まれているんですか。もし、そうであれば、その中で整理ができそうですけれども。

やはり、職員の皆さんの基本的な姿勢というのは、原点です。そういうことも全体ではどこかに入らと思うんですが。事務局お願いします。

事務局

今ほどの 委員の提案でありますけれども、個別的な表現はしておりませんが、内容につきまして各種研修を計画的に実施というふうに記載しております。各種研修の中でも非常に大事なことでありますので、当然ここに含まれておるものということでご理解をいただきたいと思えます。

会長

はい、分かりました。

委員

研修の中に入るものですかね。これは別じゃないですか。少し違う気がします。

会長

そうですね。基本的には市の職員の心構えとか心掛け、そういうことっていうのは、基準というか、憲法じゃないんですが、何かそういうものっていうのは基本的にはあるんでしょうか。

何か助役さんの方でございましたら、お願いできますか。

中谷助役

基本的には、地方公務員法にしっかり謳われているわけでありまして、公務員としては守秘義務とか、職務に専念する義務、あるいは市民に対して公平、平等に努めなくてはならないとか、そういう基本的なものについては、常に職員の研修の時に徹底しているわけでありまして、その他に、今、 委員さんが言われるのは、不祥事があった場合、例えば、飲酒運転で捕まったとか、そういうようなことが起きた場合に、綱紀肅正をしっかりとやっているか、というようなことになってくるだろうと思えます。当然、そういったことも我々は常日頃、職員に指導しておりますし、また、いろんな交通安全週間等の冒頭にも周知徹底したりと、そういう意味では相当厳しく、今現在、公務員に対する風当たりが強いものですから、そういう面については厳しく指導しているというふうに考えております。

また、職員研修の中にあっても、そういったものは、若い人から順番に主任、係長、それから管理者という段階の過程においても、それぞれの立場でどういうふうに指導していくかというようなことを常に研修をしていると、こういうふうに考えております。

会長

どうもありがとうございました。よろしいですか。

委員

はい。

会長

他にございませんでしょうか。 委員さん、どうぞ。



#### 委員

一つ質問ですが、10ページの62番、補助金の適正化の 番ですが、文言でカタカナでサンセット方式と書いてありまして、勉強不足で初めて見た言葉です。交付期間を設定するサンセット方式ということで、日没、締め切りがあるよという、そういう単なる意味なのか、日がだんだん傾いてくように、徐々に徐々に補助金の影が薄くなっていくということなのか。このサンセット方式っていうのはどういうことなのか教えて下さい。

#### 会長

言葉の意味を事務局から説明して下さい。

#### 事務局

ここに記載してありますとおり、交付期間を設定するというので、当初、補助金交付をスタートする時点で、既に終期を設定しておく、この補助金は、いついっかをもって終了するという事業的な終期を設定した上での補助金だということを、当初から明確化していく、そういうのをサンセット方式といいます。まさしく日没ということなんですけれども、いついっかで終わりですよというやり方の中で、終期までの間、補助金を受けながら自力をつけていただきたいというようなやり方でございます。

#### 会長

分かりました。 委員さん。

#### 委員

14ページの85番、安全で安心なまちづくりという、非常に幅の広い住民の安心感というものに対して、防犯というものだけ、犯罪がなくなるようにという犯罪面だけで表現していることに、ちょっとどうかناと思っています。

特に今、世界的な新たな感染症というのが広まったりとかで、公衆衛生のサイドでも安心・安全という表現をよく使うようになってきました。そういう場合に、例えば、黒部市であれば新川厚生センターが側にあるから、もうそこに任せておけばいいんだという発想なのかどうなのか、ちょっと気にかかるところです。

#### 会長

安全なまちづくり推進センターは防犯という視点ですが、今言われた防犯以外の内容、そういったことについてはどうなのでしょう。ご意見にありました病気っていいですか、そういう感染症の話なんです。そういうことは内容的にはどこかに担保されているのでしょうか。

#### 事務局

確かに、この85番の防犯への取組だけで、事足りるかといわれると、その通りだと思います。ただ、現在、これは各担当課から集めた段階のものでございます。その中で、防犯の担当課が安全なまちづくり推進センターというものを設置して、こういった形での活動を

進めるという取組でございます。

そういう意味では、例えば感染症、新たな感染症とか、あるいは何ていうんですか、防疫体制とかそういったことで、もし安全・安心の絡みの中で、何か項目を付けるべきだとかいうのがあれば、ご提言いただければありがたいかなというふうにも思うわけでございます。

会長

委員さんが言われた意見、そういう地域の医療といいますか、そういうような取組も安全・安心の一つの側面ですから、是非この中に位置づける。それをどこに入れるのか、担当はどこかという、ちょっと分かりませんが、そういうことを踏まえて、一つ抜けているとすればそれを入れて欲しいという意見だと思うんですが。それでよろしいですか。ということで、是非どっかのところで何か。

委員

今すぐには、対案は出せませんが、考えてみます。

会長

今すぐ出してもらおうというのは、難しいですが、是非もう少し詳しいお話がありましたら個別に案を伝えていただきたいと思います。

さっき手を挙げられました 委員さん。

委員

何件かあるんですけど、最初の1番と4番なんですけど、参加促進に「向けた」というのが、1番が漢字で4番がひらがななんで、これを統一して漢字の方がいいのかなというふうに思います。

それから、13番の市民の声、提言箱の設置なんですけども、これは、民間の方でもいろいろやっています、例えば、ショッピングセンターなんか、意見箱とか設置してあって、それについて意見したものについて、入り口に掲示板を設置して回答が貼ってあるといった状況になっています。そういったものを踏まえて、市民が提言する機会だけでなく、それに対する回答の掲示板の設置とかも考えてもらったら嬉しいかなと思います。

それから、次の14番なんですけど、インターネットを使用しない市民への情報伝達手段ということで、ケーブルテレビの情報番組の充実とかってありますけど、情報番組の充実の前に、ケーブルテレビの加入促進がどうかと思います。

それから、12ページの72番の窓口サービスの拡充で、土曜、日曜、祝日における窓口サービスを実施するっていうのがありますけども、これもすごくいいことなんですけど、その前に土日の前に時間外っていうのも考えられないのかなと。例えば5時で終わるのを7時とか、そういったことから始められたら取り組みやすいのかなというふうに思います。以上です。

会長

ありがとうございました。4つくらいご意見いただいたんですが、市民の声、これは既に実施されているってことで、若干のリプライの必要があるような話について、現状、具体的にどういうふうにやっておられるのか説明してもらえますか。

事務局

まず、2ページ13番の提言箱の対応の話ですが、既にこの制度は実施しておりまして、市役所の正面玄関、宇奈月庁舎の方にも正面玄関の右側の方に提言箱を設置しております。併せてその箱を設置している壁を掲示板ということで、いただいた内容とその回答を公表するという対応をさせていただいております。今日、お帰りの際にご覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

委員

ありがとうございます。

事務局

それから、土日の窓口の開設の前にウィークデーでしたらどうかというご意見があったと思いますが、現在、金曜日につきましては、通常5時30分で終わるところ、7時まで窓口を延長して利用していただいているところであります。

会長

それは市民環境課ってということですか。

事務局

はい、市民環境課の窓口でそういうふうを実施しているところでございます。

すいません。私の認識不足でございまして、勤務時間が5時15分から5時30分に延長になった際に、金曜日の7時までの窓口延長を廃止したと。通常と同じ5時30分にしたということで、私の説明が間違っておりまして、本当に失礼いたしました。訂正させていただきます。

会長

通常は5時30分まで窓口はやっているってということですか。

事務局

そうです。月から金まで5時半まで。

会長

もちろん、お昼の時間はやるんですよね。わかりました。

では、その他にご意見をお願いします。

はい、委員さんお願いします。

委員

少しお聞きいたします。12 ページの(2)の市民満足度重視行政運営というところで、税使用料等の収納方法なんですけども、これは市役所だけのことをいうのでしょうか、それとも市民病院も含め全部入るのでしょうか。

例えば、市民病院だったら、いつでも満員なんです。なので、別の日に市民病院にお金を払いに行っているんですけども、例えば、富山市みたいに、時間外でも払える機会を設置するとか、そうなればいいなと思います。

会長

病院も含めた具体的な話がありましたので、少し説明の方をお願いいたします。

事務局

この取組内容については、当然ながら、病院も含めて検討していくということですが、一点補足ですが、資料4の3ページ目の真ん中位の7-2市民満足度の重視の行政運営の182番に自動精算機の導入ということで、市民病院医事課からこういった取り組みの提案がされているということで、病院側とすれば、こういう自動精算機というものの導入も視野に入れているということで、そういったものも含めながら市の部分、病院の部分も含めて、市民の皆さんが利用しやすいような体系を検討していくということになります。

会長

この182番は具体的にどこに入っているんですか。

事務局

先ほど、今回の整理の大きなポイントだということで説明いたしましたが、ご覧のようにバツテンというかアクションプランへの位置づけという過程では、いわゆる行政評価の市民サービスの再構築の視点からの事務事業評価の実施に伴う事務改善ということでくくられてくるというイメージでございます。

会長

これ182番バツテンついてないんですね。

事務局

すいません、181番でした。自動精算機の導入の分です。マシンで会計を済ませると。これは病院の方からの提案ということでございます。こういう一つの手法も含めて市民の皆さんが利用しやすいような形を検討していくということになります。

会長

ありがとうございました。今の181番の自動精算機は、個別事務事業にくくったということですね。

事務局

実際には、アクションプランの6ページの行政評価システムの導入のうちの 番、市民サービスの再構築の視点からの評価・見直しを行うという取り組みの一環として、そういう事務改善がなされるという整理でございます。

会長

他にご意見ございませんか。  
委員さんお願いします。

委員

富山県は災害がないので、幸せであり、かつ何かあった時にどう動くんだろうというのが、私も現役の時、常に悩んでおりました。

82 番の防災っていうところなんですけれども、例えば、最近では全国からボランティアが集まってくるんですね。この人たちを束ねて、そして有効に効率よく仕事をしてもらうという部局というか、そういうことってというのは考えに入っていますか。

会長

災害時には、本当に全国いろんなところから災害援助にボランティアの方がたくさん来られます。その方たちをどういうふうに運営するかというのも非常に大きな問題だと思います。その辺のところは、市の基本的な方針の中でどうなっているのでしょうか。

事務局

委員さんのご指摘の通り、長岡の地震の時も大変な作業量っていいですか、全国からいらっしゃるボランティアの皆さんにどの分野に携わっていただくのか、これは大変重要でかつ大変な作業だったと長岡市の職員から聞いております。万一のそういった場合を想定して、の防災業務の集約化の方で今後検討していくと考えております。

一番大変なのは、皆さんのお手伝いを十分に理解して配置していただくということと、ボランティアに限らず、見舞品、そういったものの配置といいですか整理といいですか、そういった仕事ってというのが一番大変だったというふうに聞いております。そういったことを参考にして今後検討していきたいと思っております。

会長

ありがとうございました。  
他にご質問等ございましたらお願いします。

委員

はい。

会長

はい、 委員さんお願いします。

#### 委員

実施方針3番のスリムで効率的な行政体制の整備の、細目(3)公共施設の設置と管理運営の見直しの中で、市役所、それから給食センター、消防署の見直しについて、それぞれ検討委員会を設置するというので、この前の見直し指針にも出ていましたけど、このスケジュールには19年度に設置とありまして、20年度以降は空欄になっています。必要に迫られて指針に位置づけた経緯があるのであり、設置した後、例えば、いついつまでに結論をだした方がいいとかってというような格好で、設置で終わるという格好ではなく、何かそういうのは区切った方がいいんじゃないかというような気も若干するんですけども、その辺どうなのかなと。設置しか書いてないものですから、検討を2年以内に行うとか、そういった格好の方がいいんじゃないかなという気がしましたので、ちょっと意見としてお願いします。

#### 会長

委員会の設置とあるんだけど、設置してその案件の審議における進み方というか全体像について、この中に盛り込みができないかっていう意見なんですけど。

#### 事務局

このスケジュールの記入の仕方については、こちら事務局もなかなか悩んだところでありまして、例えば何年度に検討しますと。例えば、19年度に検討しますということであれば、その検討結果というものがあつて、来年度末には、今度はその検討結果を踏まえたこの計画の見直しってというのが当然必要になってくるわけです。

それを踏まえて、例えば、現在検討で終わっているもの、19年度検討で20年、21年度に何も書いていないものについては、検討結果を踏まえて来年度、このプランの見直し時に20年度どうするというような文言が追加されてくるというイメージでございます。あるいは、既に、19年度の設置で20年度には実施というような書き方をしているものについては、それは間違いなく実施も含めてもう決定事項だということなんです。

但し、今、委員さんからも言われたものについては、場合によっては検討した結果、そこまでというものの中にはあるかもしれませんが、さらに精査はしますが、基本的には19年度に設置検討を行う、現段階ではそこまででありまして、年度末に、その結果をまた委員の皆さんにお諮りして次年度以降の取組を見直すという位置づけ、単年度、単年度のものでありまして、あくまで今時点で21年度までのものを縛るというイメージではないということでご理解いただきたいと思っております。

#### 会長

ということで、設置して、その検討の内容によっては、結果的に延長があつたり、それから実施の内容も、その委員会による検討によるという意味だと思います。こういういろんな案件について予算的な処置とかってというのはどうなっていると考えればいいんですか。今、19年の4月からの話をしている訳です。これってどういうふうにかえたらよろしいん

ですか。予算があまり伴わないと考えるのか、必要だと考えているのか、その辺はどうですか。

事務局

例えば、こういう形で、懇話会とか審議会といった外部の委員さんを設置する場合は、規程に基づいて、例えば、審議会を開催したらいくらの金がかかる、ってことになってきます。課とか課内、あるいは庁舎内の職員レベルで設置するということになりますと、特に予算は必要ございません。必要な場合はしますけれども、特に検討段階では予算化が不都合な場合、それは、ケースバイケースということになってくると思います。

会長

わかりました。それ以外でもしございましたら。

委員さんお願いします。

委員

4ページの29番ですが、公の施設の使用料の見直しというところなんですけども、ここに、「適正なバランスになっているか点検を行い、バランスのとれていないものについては」という表現なんですけど、例えば、維持管理費に対する使用料収入が何%以上がバランスがとれていて、何%以下の使用料収入じゃバランスがとれてないんだ、というような基準があるのかなのか。

この表現でいくと、基準があるから、バランスがとれていないものは直すんだと、見直すんだという感じになるんですけど、果たしてパーセンテージでバランスというものが表現できるのか。あるいは、なかなか難しいのであれば、「適正なバランスになっているか点検を行い、バランスのとれていないものについては、」までを削除して、「実績を調査し、施設の利用状況や市内外の類似施設とのバランス等を踏まえ見直しを行う。」にした方がよしいんじゃないのかなという気がしますが、いかがでしょうか。

会長

どうですか。

事務局

ここでは、バランスのとれていないものというふうに簡単に書いてあるわけですが、ご指摘のように、では、使用料収入が全体の維持経費、管理費の経費に対してどれだけあればいいのかというものについては、一般的に規定するものってというのはございません。

それぞれの施設ごとに他の市町村とも参考にしながら、収入がどれ位なかったら少し低いんじゃないかと、こういったものを見つけていくわけです。そういったことについて少し検討に入っていかどうかです。

それから、市内においても、類似の施設で、例えば、使用料収入が割と少ない所、あるいは使用料設定が小さい所というふうなものがあるところは、明らかにバランスがとれて

ないというようなところが出てくるわけです。では、一体どういうふうにするべきなのか、というのは、検討の中でそのバランスと申しますか、そういったものを求めていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

そういう意味では、バランスっていうのは、ここで客観的に言うと、何%っていうことでは表せないんですが、そういったものを考えながら、どうすればいいのかという検討の一つの材料になっていくのかなと。このバランスについては、そのように思っております。そういうことで、ここにバランスという記載があるわけでありまして。

会長

これ全庁になっていますが、この案はどこからでてきた案と考えたらいいんですか。

事務局

どこからでてくるかっていうのは、どこの課からでたかということでしょうか。

会長

はい。

事務局

企画政策課と財政課の方から出ております。

会長

そうしましたら、今のご意見を一度、提案された課の方へ返してもらえますか。

今、言っているのは、具体的にはバランスのとれていないものについては、という前に精査してからっていう意味ですか。

委員

いや、この中で適正なバランスになっているか点検を行うと申してしまうと、適正なバランスとはどういうものかという、しっかりした答えがないと、この表現は成り立たないのではないかと。

会長

具体的にこうだと。

委員

そういうものがあるのであれば。

でも、個々の施設によって全部違うと思うんです。結局、比較検討してバランスをみるしかないと思うんです。けども、こういう表現が書いてあると、バランスのとれていないものについては、では、どこどこの公共施設がバランスとれてないんだらうということが、明らかになるよっていうところまで表現しています、この表現でいくと。だから、あまりこれを明確に書いてしまうとどうなのかなと思ったんです。



会長

大体の内容はわかるんですが、具体的に文章をどう変えたらいいでしょうか。

委員

ですから、この適正なバランスとかそれをとればいいんじゃないですか。「適正なバランス～とれていないものについては、」までとってしまえば、「実績を調査し、施設の利用状況や市内外の類似施設とのバランス等を踏まえ、」というふうに。

会長

どのような形で伝えてほしいかっていうのがもしあれば。

委員

いや、我々、こういう公の施設に勤めていますと、適正なバランスになっているかどうかなんだっていわれても、適正かどうかって、どういうことですかってことになってしまうんです。

会長

いろんな心配もあるっていうのは認めますし、確かに、適正なバランスっていうものじゃなくて、まず調査からスタートして、あとは類似施設とかの比較検討になるんでしょうけども。

さっきの二つの課から出ているとすれば、その課の方に今の委員さんの意見を伝えていただくようにと思います。大体、ニュアンスはわかられると思いますので、お願いします。

事務局

一点よろしいでしょうか。今ほどの考え方については、公共施設の見直し指針の方でも何度か検討しているところでございます。当初は、「利用にかかる市民1人あたりのコスト比較」という内容で、案として検討していたわけですが、最終的には、「負担の公平性の観点から、使用料の設定が適正か」というように、指針の中で内容を変えておりました、あくまで利用者と利用しない人との間での負担の公平性っていうのが、まずは第一義的にはあると。合併後の新市において、例えば、体育館で使用料をとっているものととっていないもの、受けるサービスは一緒ですよ。では、一部は税で全体が賄われているもの、一部は使用料をいただくもの、その辺のバランスっていうものを、当面は負担の公平性の観点から検討していかなくてはならないというような思いでありまして、個々の単体の施設の中でのそういうペイできるラインだとかそういった部分の検討っていうのは、現段階ではちょっとまだ先なのかなというイメージで捉えております。

会長

はい、わかりました。

会長

私から確認なんです、整理する前の取組案がたくさんありました。173 でしたか、これと集約されたアクションプランなんです、一番大きなテーマでいいますと、行政評価システムということで 34 番に掲載されていて、それはいいんですが、先ほどの個々の取組、例えば、さっきの病院とかいろいろな個別の案件があります。このアクションプランだけが残って、そういった取組、個別案件との関係ってというのはどこかに補足で書かれるのか。例えば、大きなおもとでやると反対に個別の案件が反対にわからなくなってしまうというか、各課がやっている具体的な行動をアクションプランでやっていたのに、包括すると、全体が抽象的になりすぎて、今度具体的にどうしたらいいかわかんないという問題点が別の方向性で整理される可能性もあります。その辺の判断はどういうふうにされるかっていうことです。その判断です。これは、別紙で詳細で付けてあるんですか。これを付ければそれでいいんです。この資料 4。この整理の仕方です。これなんですけど、この中にこういうものの取り扱いをどうするかっていった時に。難しいですか。

事務局

会長のご指摘の通りでありまして、では具体的に何するがよ、見えないじゃないかというお話だろうかと思います。そういった話は、既に来年度の予算編成の過程でも既にやられているものもあるし、実際には、この枠組みの中で改善していくという位置づけのものもあるかと思います。

先ほど説明申し上げましたのは、行政評価システムというのを現在検討中で、19 年度から一部試験的にやりながら 20 年度から全庁的なシステムとしてやっていきたいと。そうであれば、20 年度から全ての個々の事業について、改善する、しないも含めてテーブルへ上がってくるということになるんです。それが、1500 だとか 1000 になるのが単位としてはわかりませんが、例えば、それが 100、200 でもかなりの作業分量になるわけですが、それらについて、こういった視点で見直ししたらこうなりました、いやこのままでいきましょう、改善しませんというような、そういう非常にボリュームの大きなシステムを今検討している中で、あえて今、このアクションプラン、確かに 19 年度何するかというのは非常に大事なことだろうかと思います、一方でそういうことをしていくという中で、19 年度においては、結果として先ほどいいました通り、こういった視点でどういう改善をしたかというのは、皆様には実績としてお見せできるのかなと思っておりますが、当初からこうしますというのは、評価システムを今やってく中では、何と申しますか、効果というか、それこそ費用付帯効果の部分で重要なのかどうかということで、現在、その辺委員の皆さんにはご理解いただきたいというふうにこちらでは思っております。

いずれ評価制度を研究する中で、全職員に非常に膨大な作業をしていただく中で、現在 19 年度に向けてもう一度同じような作業にならないようなことも含めて、19 年度については、ちょっとその辺はご理解いただきたいというふうに考えておるところでございます。

評価システムをしないのであれば、個別のそういったことをやっていくというのは、当然掲げるべきなのかなというふうに思っているんですが、いずれ全てそういう評価をしていくという過渡期ということで整理させていただきたいということでございます。

会長

はい、わかりました。先程、委員さんの方からの意見でプラスアルファしてほしいというのがさっきございましたので、これに追加してほしいという実際の案件だということでもあります。次回3月が最終でございますので、もし追加すべき項目、できれば今の時点でこうして欲しいということがありましたら、もう一度それを担当の課につないでいただいて、次回には、できれば承認したいなと思っております。このアクションプランに一つ委員さんの意見のものが追加されるということでもあります。もし、今のうちにありましたら何か。

はい、委員さん。

委員

18番の組織機構の見直しっていうところで、スリム化を図るというふうに書いてあるんですが、全般的に関係することかなと思うんですけど、部局制をとっていて、それぞれの部局内でもコンセンサスとかいろいろあるかなと思うんですが、その他の部局との関係がすごく希薄になっていて、大事なことを他の部局の方が知らないっていう、自分達の部に関係あるけども知らないっていうことが何か見受けられる気がするんです。そういったことで、そういった視点での組織の見直しっていうものがこのどっかに入っているんでしょうか。

会長

今の18番にですか。

委員

いや、18番も含めてなんですが、どこかにそういった部局同士の関連性をもう少し密にしたらいって私は思うんですが、そういったことの検討っていうものがどこかに入っているのかどうかと思ってお聞きしたんですが。

会長

部局同士、横の連携とか情報の交換ということですかね。

委員

はい。

会長

確かに横の連携って非常に難しい問題だと思うんで、その辺の配慮っていうか何かありますでしょうか。

事務局

委員さんからは、部対部という意味合いでのご意見だったのかなと取らせていただ

きました。まず、13ページに「76番 課・係内ミーティングの定例化」ということで、当然なのかもしれませんが、なかなか同じ課内、同じ係内であってもそういったものが根拠としてない中で、実施されていない部分もあるのかなというところで、今回こういうものを徹底するという位置づけをしたところであります。

あと部対部というような話なのかと思いますが、市には、庁議とか部長連絡会というものがきちっと組織されておりますので、そういった部分では連携は図れていると。さらに、12ページの67番の市政理念との共有ということで、こういった部レベル、課レベル、係レベルがありますが、そういう域を越えて全庁にそういった課題とかあるいは方向性、テーマの同意を図っていくという取り組みを挙げているということでご理解いただきたいと思えます。

会長

はい、ありがとうございました。そういうことで、いろんな横の方の連絡もいろんな配慮がしてあると思えます。

他に何かございますか。

会長

ないようなので、それでは、の他の方で財政健全化プランの方の説明を事務局からお願いします。

事務局

本日の最後の資料、参考資料ですが、財政健全化プランの骨子イメージということでございます。元々のジュールでいけば、健全化プランについても今日提案するというようにしておりましたが、今ほどアクションプランの最後に数値目標について、現在は未定稿であると説明したとおりでありまして、今は骨子イメージということで説明させていただきます。

ここまで施設だとか外郭団体とか職員適正化といったテーマで改革を検討してきているわけですが、ようやくそれらを横断的にというか、それらを櫛差しにするのがこのアクションプランということになるかと思えます。このアクションプランにつきましては、実行確保を図るということで、先ほど数値目標を設定するというふうにお話ししました。行革の大きな目的っていうのは一つに財政基盤の強化という点もございまして、そういった目標設定の中でアクションプランのうち、財政に貢献する部分そういったものを、そういった部分を図り知る部分も必要だろうというイメージで作成するのがこの健全化プランになるかと思えます。資料の記載内容については説明いたしません、次回までに、このアクションプランの数値目標等を詰めた上で、金額換算してこうだとか、そういった部分について、お金として見てとれる部分については、このプランの方に位置付けて皆さんにお示ししたいというふうを考えているものでございます。簡単ですけども以上でございます。

会長

はい、どうもありがとうございます。ということで次回3月9日の懇話会ということでですね。

#### 事務局

いつも資料送付がぎりぎりでご迷惑をかけているわけですが、次回は本当に最後になるということでございますので、事務局としても最大限努力いたしまして、何日か余裕を持てる範囲で資料を事前に送付させていただきまして、その上で最終回としたいということで、委員の皆さんにその辺の旨をお願いしたいというのが一点。

従いまして、先ほど説明いたしましたが、本日のアクションプランに対する意見書ということで返信用封筒と併せて配布させていただいておりますが、はなはだ勝手ではございますが、締め切りを今週末というふうにきらせていただきました。懇話会と併せて庁内でも検討していくということでございますので、委員の皆さんには非常にご迷惑をおかけしますが、今週末までの意見書提出ということでお願いしたいと。その上で3月は最終回ということで了承いただければということで、現在考えているところでございます。

#### 会長

というようなスケジュールなんですが、今週末までに今日提案のこのアクションプランについて、こういうこともプラスして欲しいというご意見等ございましたらお願いします。これまでと同じように、封筒もございますので、是非、皆さんの案をお願いしたいと思っております。

今ほどの財政健全化プランの財政の数字につきましては、数字を表現できる部分とあまり内容的に表現できない部分と両方ともあると思いますので、できる部分については数字的なことが挙がってくるというふうに考えていただければ結構です。

予定の時刻になりましたので、何もなければこれにて審議の方を終了したいと思えます。では、終了させていただきます。ありがとうございました。

#### 事務局

どうも、ありがとうございました。本日、了承いただきました個別計画につきましては、黒部市行政改革推進本部において正式決定すると共に、アクションプランの内容についても市の内部において目標値の設定や全職員への周知徹底の準備を進めたいと思えますのでよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第5回黒部市行政改革推進市民懇話会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。